

平成 28 年度

第 1 回伊達市地域公共交通活性化協議会次第

日時：平成 28 年 7 月 12 日（火）

10：00～11：00

場所：伊達市役所保原本庁舎 2F 特別会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 説 明 伊達市地域公共交通活性化協議会について

4. 議 案

議案第 1 号 平成 27 年度事業報告について

議案第 2 号 平成 27 年度会計収支決算について
(会計監査報告)

議案第 3 号 平成 28 年度事業計画（案）について
伊達市地域公共交通再編実施計画について

議案第 4 号 平成 28 年度予算（案）について

5. その他

6. 閉会

伊達市公共交通活性化協議会委員名簿

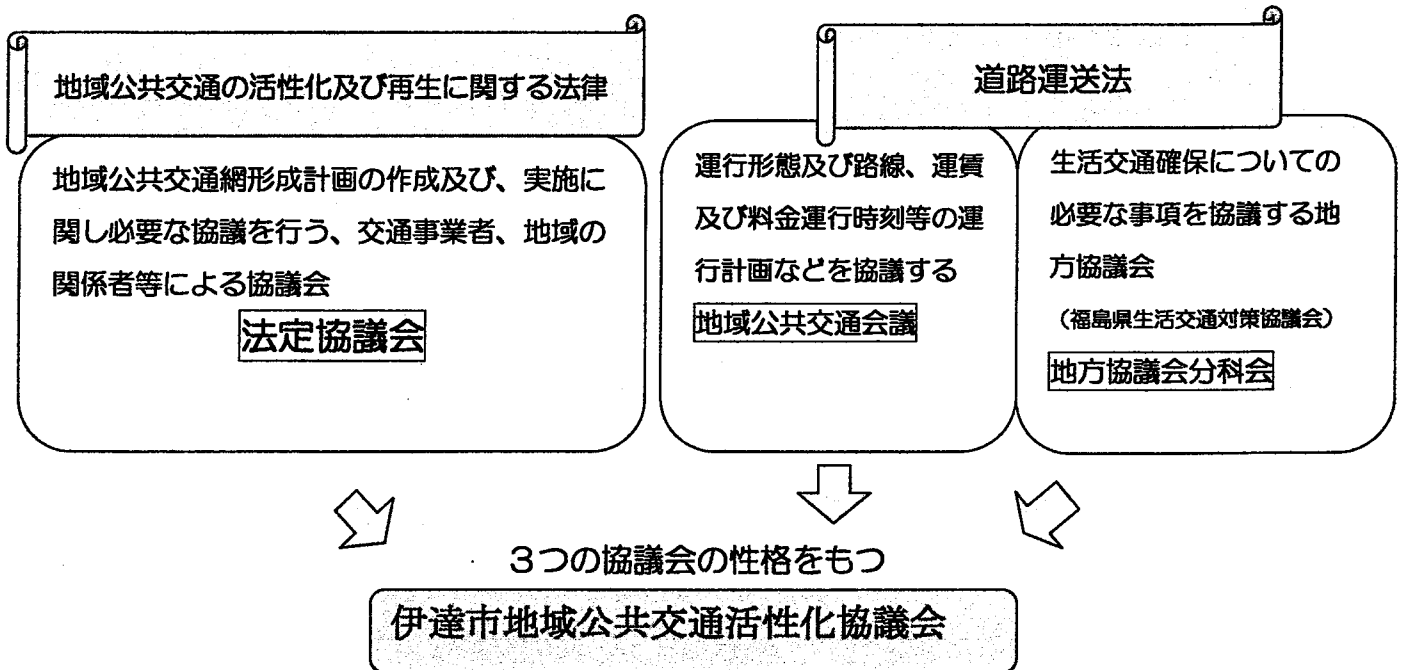
No.	組織区分名	委員職名	委員名	協議会職名	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法施行規則の規定
1	伊達市	市長	仁志田 昇司	会長	計画策定市町村・主催する市町村
2	ふくしま自治研修センター	総括支援アドバイザー	吉岡 正彦	副会長	学識経験者・学識経験を有する者
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官	佐々木 敏		その他必要と認めるもの・地方運輸局長
4	福島県県北地方振興局	県民環境部長	佐藤 千尋		その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの
5	伊達警察署	交通課長	川上 正弘		公安委員会・都道府県警察
新	6 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	調査第二課長	舟山 太一郎		道路管理者・道路管理者
7	福島県保原土木事務所	所長	小湊 隆久		道路管理者・道路管理者
8	伊達市建設部	建設部長	佐藤 博史		道路管理者・道路管理者
9	社団法人福島県バス協会	専務理事	宍戸 紳一郎		公共交通事業者等・一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体
10	福島交通株式会社	福島支社次長	千葉 正人		公共交通事業者等・一般乗合旅客自動車運送事業者
新	11 東日本旅客鉄道株式会社福島支店	支店長	長谷部 充利		公共交通事業者等・その他運営上必要と認めるもの
12	阿武隈急行株式会社	代表取締役社長	曾根 幹夫		公共交通事業者等・その他運営上必要と認めるもの
新	13 社団法人福島県タクシー協会	県北支部長	大村 雅恵		計画事業実施見込者(計画事業実施者)・一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体
14	伊達市タクシー協議会	会長	寺島 剛		計画事業実施見込者(計画事業実施者)・一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体
15	伊達市商工会	会長	渡邊 武		計画事業実施見込者(計画事業実施者)・その他必要と認めるもの(計画事業実施者)
16	保原町商工会	会長	佐藤 晃司		計画事業実施見込者(計画事業実施者)・その他必要と認めるもの(計画事業実施者)
17	私鉄総連福島交通労働組合	福島支部支部長	鈴木 良孝		その他必要と認めるもの・一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
新	18 自交総連福島地方連合会	執行委員長	藍原 茂夫		その他必要と認めるもの・一般乗用旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
19	伊達町町内会川東地区連合会	副会長	小野 義征		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
20	梁川町自治組織連絡会	会長	名谷 勝男		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
21	保原町町内会連合会	会長	一条 恒男		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
22	霊山地域金子町行政推進員		渡辺 啓一		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
新	23 月舘地域行政推進連絡会	会長	三浦 八三	監事	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
新	24 伊達市PTA連絡協議会	会長	佐藤 利成		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
25	伊達市連合婦人会	副会長	高木 弘子	監事	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
26	伊達市老人クラブ連合会	会長	中村 正雄		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
27	伊達市社会福祉協議会	会長	佐藤 昭治		地域公共交通の利用者・住民又は旅客

説明

伊達市地域公共交通活性化協議会について

平成 19 年 10 月に施行された地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき、市町村が中心となって関係者と共に総合的に検討し、合意形成を図り、長期的に持続できる公共交通の実現に取り組むための協議会（法定協議会）として、平成 20 年 3 月 18 日に設置された協議会。

※本協議会は、福島県生活交通対策協議会（地方協議会）の分科会も兼ねている。



【伊達市地域公共交通活性化協議会の協議・経過】

平成 19 年度	伊達市地域公共交通活性化協議会の発足
平成 20 年度	伊達市地域公共交通総合連携計画の策定
平成 21 年度	地域公共交通活性化・再生総合事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○平成 21 年 4 月から霊山・月館デマンド型乗合タクシー実証運行 ○平成 21 年 10 月から霊山・月館デマンド型乗合タクシー本格運行 ○平成 21 年 10 月から梁川・伊達デマンド型乗合タクシー実証運行 ○上記に伴い乗合バス路線の再編 地域公共交通活性化・再生総合事業の事後評価（1 年目）
平成 22 年度	地域公共交通活性化・再生総合事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○平成 22 年 10 月から梁川・伊達デマンド型乗合タクシー本格運行 ○上記に伴い乗合バス路線の再編 地域公共交通活性化・再生総合事業の事後評価（2 年目）
平成 23 年度	地域公共交通活性化・再生総合事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○霊山・月館デマンド型乗合タクシーの月館エリア延長 ○上記に伴い乗合バス路線の再編 地域公共交通活性化・再生総合事業の事後評価（3 年目）
平成 25 年度	デマンドタクシーの霊山－保原線、伊達－保原線の新設
平成 27 年度	伊達市地域公共交通網形成計画の策定

議案第 1 号

平成 27 年度事業報告について

平成 27 年度伊達市地域公共交通活性化協議会の事業を次のとおり報告し、承認を求める。

平成 28 年 7 月 12 日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 仁志田 昇 司

年月日	内容
平成 27 年 6 月 8 日	第 1 回伊達市地域公共交通活性化協議会開催
平成 27 年 8 月 24 日	第 2 回伊達市地域公共交通活性化協議会開催 ・伊達市地域公共交通網形成計画策定

議案第2号

平成27年度会計収支決算について

平成27年度伊達市地域公共交通活性化協議会の会計収支決算を次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年7月12日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会長 仁志田 昇 司

収入決算額	451,844 円
支出決算額	85,303 円
差引残額	366,541 円(次年度繰越)

1. 収入 (単位:円)

款	項	目	予算額	収入済額	比較増減	備考
1	1	1	0	0	0	
負担金	負担金	負担金				
2	1	1	1,000	0	△ 1,000	
支出金	補助金	補助金				
3	1	1	1,000	148	△ 852	預金利子
諸収入	雑入	雑入				
4	1	1	451,696	451,696	0	繰越金
繰越金	繰越金	繰越金				
合計			453,696	451,844	△ 1,852	

2. 支出 (単位:円)


款	項	目	予算額	決算額	比較増減	備考
1	1	1	260,000	85,303	△ 174,697	
運営費	会議費	会議費				
	2	1	18,000	0	△ 18,000	
	事務費	事務費				
2	1	1	0	0	0	
事業費	事業費	事業費				
3	1	1	175,696	0	△ 175,696	
予備費	予備費	予備費				
合計			453,696	85,303	△ 368,393	

会 計 監 査 報 告 書

平成 27 年度伊達市地域公共交通活性化協議会会計収支決算について、平成 28 年 7 月 8 日に関係諸帳簿並びに証拠書類に基づき監査を行った結果、適正かつ正確であることを認めました。

平成 28 年 7 月 12 日

伊達市地域公共交通活性化協議会

監査員 岡根信尚 

監査員 高木弘子 

議案第 3 号

平成 28 年度事業計画(案)について

平成 28 年度伊達市地域公共交通活性化協議会の事業計画を次のとおり定める。

平成 28 年 7 月 12 日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 仁志田 昇 司

伊達市地域公共交通再編実施計画について

伊達市地域公共交通活性化協議会では、平成 27 年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、伊達市地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」）を策定し、まちづくりと連携した面的な地域公共交通ネットワークの姿を明らかにした新たなマスタープランを示したところである。

平成 28 年度は網形成計画を踏まえ、アクションプランとなる伊達市地域公共交通再編実施計画を策定し、基本理念である「健幸都市づくり、まちの賑わい創出を支える、どこへでもお出かけできる持続的な公共交通圏の形成」を目指す。

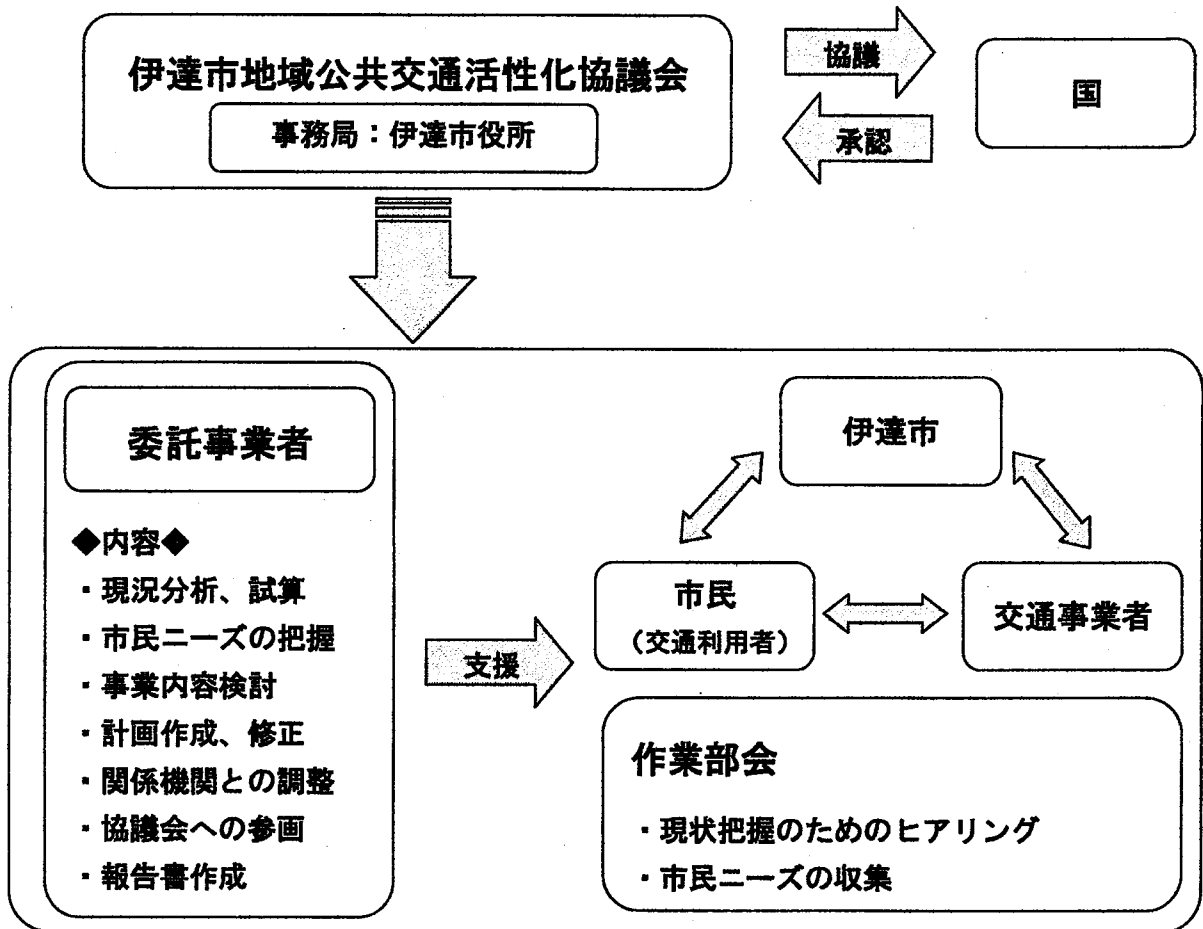
	事 項
平成 28 年 7 月 12 日	第 1 回伊達市地域公共交通活性化協議会 (伊達市地域公共交通再編実施計画について)
平成 28 年 7 月～	伊達市地域公共交通再編実施計画の内容検討
平成 28 年 12 月～	伊達市地域公共交通活性化協議会開催
平成 29 年 3 月	伊達市地域公共交通再編実施計画策定

伊達市地域公共交通再編実施計画策定の進め方

1. 再編実施計画策定体制について

再編実施計画策定に当たっては、協議会規約に基づく作業部会において、公共交通計画策定等に精通した委託事業者の支援を受けながら検討を行う。

検討結果については協議会で協議する。



2. 委託事業者について

「株式会社ケー・シー・エス」は、全国的に公共交通における各種計画策定の実績があり、かつ平成20年度策定の伊達市公共交通総合連携計画及び平成27年度策定の伊達市公共交通網形成計画に携わっていたため、伊達市の公共交通ネットワークの実状を熟知している。

以上より、「株式会社ケー・シー・エス」に業務を委託しながら、再編実施計画の策定を図りたい。

【委託先】

住所 福島県福島市三河南町11-10 小畑ビル
名称 株式会社ケー・シー・エス 福島営業所
代表 所長 熊谷 慶一

3. 業務委託内容

事務局である伊達市総合政策課が、委託業者による下記内容の支援を受けながら、再編実施計画の策定事務を進める。

(1) 再編の方向性等の検討

- ・ 網形成計画を基本としつつ、具体的な再編の方向性を検討し、鉄道・路線バス・デマンド交通の役割分担や関連分野との連携の考え方などを整理した上で、再編の方向性を検討する。
- ・ 再編の実現化に向けた課題や懸案事項の洗い出しを行う。

(2) 再編内容の検討

- ・ 再編の実現化に向けた課題や懸案事項についての対応を検討し、再編を実施することによる市民（利用者）・交通事業者・行政のメリット、デメリットなどを検討しつつ、具体的な再編内容を検討する。

(3) 再編概要のとりまとめ

- ・ (1)～(2)の検討に基づき、再編概要（案）をとりまとめる。

(4) 再編実施計画（案）の作成

- ・ 交通事業者とも協力、役割分担を行いつつ、再編後の具体的な運行内容などを検討し、数値目標などの必要項目を検討、整理し再編実施計画（案）を作成する。

(5) 網形成計画見直し案の検討

- ・ 再編実施計画の大臣認定申請に向け、再編実施計画と網形成計画との整合を図るとともに、網形成計画へ再編に係る事項を追記する見直し案を検討する。

(6) 会議等における運営支援

- ① 協議会
- ② 作業部会（交通事業者・交通利用者）
- ③ 関係部署との調整・協議
- ④ 交通事業者ヒアリング

上記①～④における資料の作成・説明、議事要旨の作成等の運営支援を行う。

(7) 報告書等の作成

- ・ 検討内容等を取りまとめ、報告書を作成する。
- ・ 「伊達市地域公共交通再編実施計画」の計画書及び概要版を作成し、印刷・製本を行う。

(8) 打合せ協議

- ・ 検討の実施にあたり、必要に応じて随時打合せ協議を実施する。

議案第4号

平成28年度予算(案)について

平成28年度伊達市地域公共交通活性化協議会の事業収支予算を次のとおり定める

平成28年7月12日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会長 仁志田 昇 司

1. 収入 (単位:円)

款	項	目	28年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	9,321,000	0	9,321,000	伊達市負担金
2 支出金	1 補助金	1 補助金	1,000	1,000	0	
3 諸収入	1 雑入	1 雑入	1,459	1,000	459	預金利子
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	366,541	451,696	△ 85,155	前年度繰越金
合計			9,690,000	453,696	9,236,304	

2. 支出 (単位:円)

款	項	目	28年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	260,000	260,000	0	委員費用弁償
	2 事務費	1 事務費	18,000	18,000	0	消耗品費、通信費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	9,321,000	0	9,321,000	再編実施計画策定業務委託料
3 予備費	1 予備費	1 予備費	91,000	175,696	△ 84,696	
合計			9,690,000	453,696	9,236,304	

伊達市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、伊達市保原町字舟橋180番地に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定及び連携計画の変更に関すること。
- (2) 連携計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (4) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

(協議会の委員)

第4条 協議会は別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

(会長)

第6条 会長は、伊達市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から指名する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を処理するため、伊達市市長直轄総合政策課（以下「総合政策課」という。）内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、総合政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、総合政策課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

7 会議は公開で行うとともに、協議会に関する情報は、伊達市のホームページ等を利用して公表する。

(作業部会)

第10条の2 協議会は、各種事業の実施及び諸条件の調整のために作業部会をおく。

2 作業部会は別表2に掲げる者をもって構成する。

3 作業部会は、事務局長が必要に応じて招集する。

4 作業部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

(費用弁償)

第13条 委員は、会議に出席したときは日額2,600円の費用弁償を受けることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(苦情窓口)

第15条 地域公共交通に関する相談、苦情その他に対応するため、連絡・通報窓口を総合政策課内に置く。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年3月18日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
- 3 平成19年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、平成20年3月18日から始まる。

附 則

- 1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

- (1) 伊達市
- (2) 公共交通事業者等
- (3) 道路管理者
- (4) 地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (5) 福島県公安委員会が指名するもの
- (6) 地域公共交通の利用者
- (7) 学識経験者
- (8) 国土交通省東北地方運輸局福島運輸支局長が指名するもの
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (10) 伊達市が必要と認める者

別表2 (第10条の2関係)

- (1) 伊達市

- (2) 公共交通事業者等
- (3) 地域公共交通の利用者
- (4) 協議会が必要と認める者